



平成24年5月16日

各 位

会社名 森永乳業株式会社
代表者名 取締役社長 古川 紘一
(コード番号 2264 東証・大証各第一部)
問合せ先 総務部長 小林 昭
(TEL 03-3798-0111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成24年6月28日開催予定の第89期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間に予め責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第33条及び同第44条)。なお、社外取締役との責任限定契約の規定(変更案第33条)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	平成24年6月28日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第<u>33</u>条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第33条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第<u>43</u>条 (条文省略)</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第44条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>51</u>条 (現行どおり)</p>